

令和2年度 第1回  
みどり市入札監視委員会 会議審議概要

開催日	令和2年7月3日（金）	
開催場所	みどり市役所 笠懸庁舎 第1会議室	
出席委員	石原栄一委員長、天川洋副委員長、植木誠委員	
審議対象期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日	
抽出案件	件数	<p>（備考）</p> <p>報告第1号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき、入札方式別発注工事等総括件数及び契約金額について、資料を基に事務局から説明を行った。</p> <p>報告第2号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、今回の抽出委員である石原委員長から次のとおり抽出結果の報告が行われた。</p> <p><b>【抽出結果報告】</b></p> <p>抽出においては、①落札率、②執行方法の別（随意契約を選択した根拠など）、③担当所属の別、④応札の状況（辞退など）、⑤工事等の種別、⑥過去の抽出状況、⑦その他（落札金額など）を考慮した。</p> <p>議案として、令和元年度下半期発注工事等の審議について、担当課長等から工事等の概略を説明した後、次のとおり審議が行われた。</p> <p>審議概要については別頁のとおり。</p>
条件付き一般競争入札	1	
指名競争入札	5	
随意契約	2	
合計	8	
委員会による意見の具申内容		

質問等【委員】	回答【所管課又は事務局】
<p>1. 工 事 名：市道笠懸 1078・1298 号線歩道設置工事（第 2 工区）  入札方式：条件付き一般競争入札  工 種：土木一式工事  契約金額：70,202,000 円（税込み）</p>	
<p>最低制限価格はどのように設定しましたか。4 業者が当該価格で応札していますが設定は適切なものだったのでしょうか。</p>	<p>中央公共工事契約制度運用連絡協議会で示されているモデル（以下、中央公契連モデル）に基づいて算出しています。</p>
<p>最低制限価格を設定する発注はどのようなものですか。</p>	<p>条件付き一般競争入札において設定しています。</p>
<p>設計積算は直営ですか。</p>	<p>設計は委託で、積算は直営です。</p>
<p>4 者が最低制限価格で応札しているということは、当該価格がより低く設定されればより安価での入札が期待できたのではないのでしょうか。  当該価格公表の是非も含め再検討されたい。</p>	<p>検討します。</p>
<p>2. 工 事 名：大間々庁舎キュービクル内高圧機器改修工事  入札方式：指名競争入札  工 種：電気工事  契約金額：2,775,520 円（税込み）</p>	
<p>5 者指名のうち 4 者が辞退しているが、発注課としてどのように受け止めていますか。</p>	<p>1 者は応札しているので設計は適切であったと考えています。</p>
<p>辞退状況からすると競争原理が全く働いていないと考えます。落札率も非常に高い状況からして入札する意味があったのでしょうか。</p>	<p>電子入札であり公正な入札であったと考え、意味はあったと考えています。</p>
<p>辞退理由は確認しましたか。</p>	<p>予定価格内での設計が困難であること、受持工事の関係で人員確保の問題があった等を確認しています。</p>
<p>応札状況に問題があると考えますが、発注課としては問題として捉えていないのですか。</p>	<p>適切な設計であり問題は無かったと考えています。</p>
<p>設計の問題でなく、結果として入札の体をなしていないため設計が適切かどうかの次元ではないと考えます。</p>	<p>—</p>
<p>指名競争入札の有り様を鑑みるに、そもそも指名業者が適切だったのでしょうか。</p>	<p>要綱に基づく格付による指名業者選定において市内業者の全数を指名したわけですが、より競争性を高めるために指名業者数を見直す等の改善を図ります。</p>
<p>競争性に欠け、課題の残る入札であったと判断します。</p>	<p>—</p>

質問等【委員】	回答【所管課又は事務局】
<p>3. 工 事 名：社会資本整備総合交付金事業 岡登第4雨水幹線管渠接続工事  入札方式：指名競争入札  業 種：土木一式工事  契約金額：16,940,000円（税込み）</p>	
<p>指名業者選定の考え方は。</p>	<p>市請負業者選定要綱に基づき業者を選定していることに加え、施工場所も考慮しています。</p>
<p>施工場所による地区割りがあられるのですか。</p>	<p>特段の地区割りはありませんが、施工場所に近いことで経費などで有利であろうという考えも含めています。</p>
<p>地区により発注数などの不公平感が出ていませんか。</p>	<p>発注等も含め、公平性の観点から改善検討をしていきます。</p>
<p>入札は適正に執行されているものの、業者の選定に関してさらなる研究を重ねていただきたいと考えます。</p>	<p>—</p>
<p>4. 工 事 名：大間々庁舎駐車場改修工事(第1期工事)  入札方式：指名競争入札  工 種：土木一式工事  契約金額：5,115,000円（税込み）</p>	
<p>当該工事は他に比較して指名業者が多いように見受けられますが、その理由は。</p>	<p>入札参加資格で土木一式工事に登録がある業者について、登録があるものの工事内容による向き不向きなどの傾向を見るために試行的に全て指名したものです。</p>
<p>第2期工事もあると思いますが、今回の結果を踏まえた業者選定となる予定でしょうか。</p>	<p>第2期工事は今年度中に一般競争入札にて発注予定です。</p>
<p>5. 工 事 名：令和元年度小規模農村整備事業 座間地区取水施設改修工事  入札方式：指名競争入札  工 種：土木一式工事  契約金額：3,762,000円（税込み）</p>	
<p>指名業者が多いように見受けられますが、選定の考え方は。</p>	<p>市請負業者選定要綱に基づく等級等により、市内全域より選定したものです。</p>
<p>7者の辞退についてはどのように受け止めていますか。</p>	<p>人員の都合や施工場所が遠いことなどが辞退理由と聞いています。</p>
<p>工事内容はどのようなものでしたか。</p>	<p>農業用水の取水口において、堆積土砂などによる取水障害を軽減する改修工事です。</p>
<p>96.34%という落札率に対してどのように考えていますか。</p>	<p>応札業者の内訳書を確認しましたが、最高価と最低価の差もさほど大きくなく、施工場所にかかる距離的経費で差が出ているものと感じました。</p>

質問等【委員】	回答【所管課又は事務局】
<p>6. 業 務 名：指定避難所（あずま小学校）空調設備設置工事設計業務  入札方式：指名競争入札  業 種：建築関係建設コンサルタント業務  契約金額：1,485,000円（税込み）</p>	
<p>指名業者中の市外業者はどういった経緯で選定したのですか。</p>	<p>当該業務と同様の設計実績のある業者を選定しました。また、同時期に市民体育館にかかる同様の業務発注があり、その選定も参考にしました。</p>
<p>7. 工 事 名：富弘美術館法面災害復旧工事  入札方式：随意契約  工 種：とび・土工・コンクリート  契約金額：11,000,000円（税込み）</p>	
<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随契で緊急工事とのことですが、改めて緊急の必要性について説明願います。</p>	<p>美術館の下方から次々と崩落する状況があり、早急に復旧しないと美術館建物本体に影響が出る恐れがあり、緊急工事としました。</p>
<p>令和元年10月の台風に伴う緊急工事が令和2年2月に施工されているわけですが、その時間の開きには何か理由があるのですか。</p>	<p>最初はそれほどの被害でもないと判断しておりましたが、崩落状況がひどくなってきたため緊急に工事をしました。  また、財源確保等の関係もあり時間的な開きが生じました。</p>
<p>見積合わせは実施しましたか。</p>	<p>5者から見積もりを徴取しています。</p>
<p>経過を見ると競争入札で発注できたものと思います。適切な事務執行をお願いします。</p>	<p>改善いたします。</p>
<p>8. 工 事 名：身無第3雨水幹線仮排水管設置工事  入札方式：随意契約  業 種：土木一式  契約金額：2,464,000円（税込み）</p>	
<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随契で「競争入札に付することが不利と認められるとき」を理由としていますが、どのような点で不利と判断したのでしょうか。</p>	<p>工期が短期である必要であることと、近接工事を施工している業者に発注することで経費が安価に抑えられると考えたためです。  競争入札に付することで、金額が上がってしまう可能性を考慮しました。</p>
<p>当該業者と契約したことで、実際に工期短縮や経費削減の効果を検証しましたか。</p>	<p>非常に短期間での施工となったこと、予定価格の9割程度の金額で契約となったことで効果があつたと判断しています。</p>